

2002 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 4 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 棚瀬孝雄

日本法社会学会の第 4 回（2002 年）学会奨励賞の著書部門には、阿部昌樹会員の『ローカルな法秩序—法と交錯する共同性—』が、論文部門には、福井康太会員の『法理論のルーマン』が選ばれました。

阿部会員の著作は、条例の制定やマンション建設の阻止など、住民が共同して地域の共通課題の解決に向けて法を動員する過程を、実証と理論の両面から分析したものです。著者は、全体を貫く視点として、法が道具的に使用されるという観点を前面に出します。法は、運動に必要な場合にその限りで動員されるのであり、法意識論で議論されてきたような、人々の内面的な価値や法に対する態度から法動員を考え、説明するモデルを明確に退けます。と同時に、参加者の運動の意味づけにも注目し、共同性が運動の過程で構築されていく過程が具体的に分析されて、法と社会とが交錯する領域への細かい目配りがなされています。最後に、こうした住民運動によって、状況的・偶発的な要因に規定されつつマイクロな法が全国無数に作られていく、その総体が現実の法に他ならないという見方が提示されて、本書が締めくくられます。

このように一貫した視点で、住民運動と法との関わりを分析した研究はこれまでほとんどなく、法の道具性や、運動が構築する共同性の議論も実証研究を踏まえて出されてきているだけに説得力があります。本書は、日本の法社会学会の水準を示すものであると同時に、法社会学の今後の研究を促す価値を持っているものであります。

次に、福井会員の著作ですが、これは昨年度著書として出版されましたが、当初論文として書き下ろされたものをその完結とともに出版したものであり、論文と見なして審査しました。

最初に、著者は、現代の社会が高度に複雑化し偶発的な側面を持ちながら、他面で高度な管理が行き届いて秩序化が進んでいるというパラドキシカルな事態を指摘し、また法に関しても、法的な決定がそのつどの個別的判断でありながら、同時に、法が統一的で一般性を持つかのように見えるというわれわれの錯視に注意を促します。そして、その適切な説明を与えることこそが法社会学の理論に課された課題であるとし、この答えを与えるものとして現在のところルーマンの理論がもっとも優れているとして、その分析に著者は取りかかります。

まず前半部分で、難解なルーマンの理論が簡潔に、要領よくまとめられます。これだけでも学会にとっては貴重な貢献であります。さらにそこで提示された基本的な概念を用いて、後半で、現代の裁判

を中心とした法現象の分析が行われます。著者は、これまでも現代の裁判のあり様を法社会学的な議論を幅広く参照しつつ、明らかにするという仕事を行ってきましたが、本著作でも、裁判の存立のメカニズムをルーマンの概念を用いて説明するということが行われています。中心と周辺の分化により、中心の負担を軽減しつつ、裁判が法のコードとプログラムを全体社会に貫徹するとか、法的決定を根拠づけること、また紛争を解決することの原理的な不可能性を指摘しつつ、しかしそれを可能にするものとしての裁判に特殊な時間制や役割が組み込まれているとかいった分析が行われています。さらに、法と経済、法と政治のようなシステム間の関係について、相互の自律性を維持しつつ、限られた接点で互いに応接するようにする様々なメカニズムが明らかにされています。こうしてルーマンの社会理論を法に取り込むことによって法や裁判の理解が豊かなものにするが行われているのですが、それは、まさに法社会学に課された学際的な学問としてのすぐれた実践であり、その意味で、本著作は学会の水準を維持する貴重な研究であるといえます。

以上が本年度の受賞作品と、その受賞の理由であります。こうして着実に研究が積み重なっていることは、本当に喜ばしいことでもあります。これからも若い人が刺激的な作品を書き続けてくれることを期待しています。

受賞の言葉

受賞の言葉——第4回 学会奨励賞（著書部門） 阿部昌樹（大阪市立大学）

このたび、拙著『ローカルな法秩序：法と交錯する共同性』（勁草書房・2002年）に対して第4回学会奨励賞（著書部門）を頂戴したことについて、選考の任にあられた学会奨励賞選考委員会の委員の皆様はもとより、日本法社会学会すべての会員の皆様に、心から感謝したい。

私は、1983年4月に大学院に入り、法社会学の勉強を始めた。それから既に20年が経過してしまっただが、この20年間、何をどう研究し、どのようにまとめたら法社会学になるのかということを繰り返して自問してきたように思う。自分がやっていることは、実は法社会学ではない何ものかなのではないかという疑念を抱くことはしばしばであったし、専攻を異にする方々から、法社会学とはどのような学問なのかと問われても、歯切れの悪い答えしか返せないのが常であった。そうした状態は今もそれほど変わってはいないが、振り返って考えると、私が「法社会学とは何か」という問いに悩まされ続けてきたのは、法社会学を専攻する以上は、そのオーソドキシシーを目指したいという意識が強かったためではないかと思う。

そのような意識を抱きつつ、実際に私が試みてきたのは、先行する諸研究に含まれる「法社会学」の理論とおぼしきものと、生活者としての普通の人々が、生活の場としての地域において法や法制度とかわる、その現場で生じている出来事とを結びつけるという作業であった。拙著は、この「理論」と「出来事」とを結びつける試みに一区切りをつける意図でまとめたものである。

その拙著が学会奨励賞を受賞したということは、私のこれまでの取り組みが法社会学のオーソドキシ

一に連なるものとして評価されたということなのか、それとも、こうした法社会学があってもいいという趣旨なのかは定かでないが、後者であるとしても、法社会学者の共同体において法社会学の著作として認知されたことは、大きな喜びである。

思えば、私自身、学会事務局担当理事として、3年ほど前に学会奨励賞の創設に関わった者の一人である。当時、学会奨励賞を創設することの意義として強調されたのは、学会総体としての研究業績の蓄積プロセスを不断に継続していくための刺激となることであつたと記憶している。私の受賞が多くの研究者を刺激し、法社会学の研究のさらなる発展を促す起爆剤となつたならば、受賞者として、そしてまた、賞の創設にかかわった者として、これにまさる喜びはない。

受賞の言葉——第4回 学会奨励賞（論文部門） 福井康太（大阪大学）

このたびは、拙著『法理論のルーマン』（勁草書房、2002年2月）で、第4回の学会奨励賞（論文の部）をいただくことができました。

拙著の構想は、九州大学大学院法学研究科（当時）の修士課程以来ずっと温めてきた、「ニクラス・ルーマンの社会システム理論によって裁判過程を捉え直してみる」という構想への自分なりの（暫定的な）回答です。私の出発点となる問いは、法的決定のはらんでいるアポリア、とりわけ「決定」と「紛争解決」とのあいだに生じるアポリアを、法はどのようにして乗り越えようとするのか（実際には、問題を別の問題に置き換えていくだけなのだが）という問いです。この問いに答えるために、私は、まずルーマンのコミュニケーション・システムの成立に関する理論にまで遡り、そこから法固有のやり取りを可能にする社会的メカニズムを解明し、さらに「法的決定」「法的論証」「裁判手続」という三つの過程の社会学的分析を行いました。これに加え、社会システム理論なりの「システム開放性」のあり方を明らかにするべく、法的連関と他の社会的諸連関（政治、経済、私生活など）とはどのようにして結びつきあうことが可能なのかという問い（「構造的カップリング」の問い）に取り組み、それなりの回答を与えたつもりです。

拙著にたどり着くまで、ルーマン独自の抽象概念に悩まされ、また、ルーマン自身の問いと自分の問いは十分に対応しているのかといった疑念（いまだなお確信を持ってません）に悩まされてきました。もっとも、ルーマンの核となる問いが、コミュニケーション成立の困難さ（ダブル・コンティンジェンシー問題）に向けられていることが明らかになったところから、どうにか彼の理論を整合的に把握することが可能になりました。その段階に達したのは、実は比較的最近になってのことです。まだまだ研究は中途段階ですが、現時点で考えていることを形にすることができ、しかもそれが受賞の対象となったことを光栄に思っております。

私の研究がここまで続けてきたのは、たくさんの方々のおかげであり、その方々に心から感謝を捧げたいと思います。九州大学大学院法学研究科で直接間接に指導してくださった先生方、私との議論に時間を惜しまなかった友人たち、山形大学人文学部で自由に研究に励めるよう配慮してくれた元同僚の先生方、そして厳しいながらも的確な批判をしてくださった日本法社会学会会員の先生方、ほかにもたくさんの方々にこの場を借りてお礼申し上げます。